

## 資料2-2

別紙1-2

### 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 5 年 1 月 日

協議会名:	稚内市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>公共交通は、住民・観光客を問わず、車を運転できない方々にとって欠かせないものである一方で、車社会の進展や少子化による通学需要の低下などを要因とし、稚内市においてもバスをはじめとする公共交通の利用者は年々減少を続け、採算性の確保が困難となっており、将来における公共交通サービスの縮小が懸念されている。</p> <p>稚内市では、行政機関・交通事業者・地域住民が協働して地域のさらなる発展を支えるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通網を構築するため、平成31年3月に「稚内市地域公共交通網形成計画」を策定し、取組みを進めているところである。</p> <p>地域公共交通確保維持事業を活用して運行する「天北地区、恵北・増幌地区乗合タクシー」は、路線バスの代替輸送手段として地域間幹線と接続する移動手段として構築され、通学・通勤・通院や高齢者の買い物利用など生活に欠かせない地域の足として定着していることから、今後も地域住民の移動手段を確保していくことを目的とし、運行を継続する。</p>